

寄せられたご意見と回答(令和5年1月受付分)

令和5年1月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容をご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 Jアラートについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□J アラートを出すなら、核シェルターを公園などに設置した方がよいのではないか。</p> <p>■武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）では、住民の避難及び避難住民等の救援を行うため、都道府県知事が第148条第1項の規定に基づき、緊急一時避難施設を指定することとなっている。</p> <p>緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を想定している。</p> <p>場所については、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>1 大田区内施設（124施設）</p> <p>①小中学校等 91箇所 https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hinan_tokyo.pdf</p> <p>②都営地下鉄駅 1箇所 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1021631.html</p> <p>③都立学校 9箇所 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022226.html</p> <p>④区施設 23箇所 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022754.html</p> <p>2 外部リンク</p> <p>①東京都国民保護（東京都版） https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1000418.html</p> <p>②内閣官房国民保護ポータルサイト緊急一時避難施設一覧（全国版） https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/list.html</p>	<p>防災危機管理課 計画担当 電話 03-5744-1236</p>

2 学校給食の黙食について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□23区の中でも、給食の黙食を緩和している区が出ている中で、大田区は今まで のやり方を変えない方針だと聞いた。子どもたちの発達のことを1番に考えた対 策を行ってほしい。</p> <p>■区では国が示した衛生管理マニュアル等を踏まえて策定した「大田区立学校に おける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づいた教育活動を行っ ている。</p> <p>このガイドラインでは給食等の食事をとる場面の記述として、会食にあたり「机 を向かい合わせにしない」「大声での会話を控える」などの対応をとるよう定め ており、従前から必ず黙食を求めているものではない。今般の黙食の緩和につい て各自治体の対応を比較した報道において、誤解が生じやすい状況となっているが、 区のガイドラインでは上記のとおり定めているため変更を行っておらず、これに 基づいた感染症対策を実施している。</p>	学務課 保健給食係 電話 03-5744-1431

3 城南島歩道根上がり

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□城南島内部の歩道における根上がりがひどい状況である。過去に上からアス ファルトをかぶせただけの対応をされたが、現状すべてはがれてしまい、まる で意味がないので根本的な対応をしてほしい。</p> <p>■城南島内の根上り箇所を調査したところ城南島6丁目2番先で著しい舗装隆 起を確認したため、当該地をご指摘の箇所と推察し早急に舗装補修を実施する。 今後も街路樹の保全育成と根上り対応の維持管理に努め、安全に通行できる 道路空間を提供していく。</p>	地域基盤整備第一課 地域基盤整備担当 電話 03-5764-0631